

《税務署からのお知らせ》

**酪農生産者の皆様へ**

**平成 26 年 1 月から、記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大されます**

個人の白色申告者のうち前々年分あるいは前年分の事業所得、不動産所得又は山林所得の金額の合計額が 300 万円を超える方に必要とされていた記帳と帳簿書類の保存が、平成 26 年 1 月からは、これらの所得を生ずべき業務を行う全ての方（所得税の申告の必要がない方を含みます。）について必要となります。

記帳・帳簿等の保存制度や記帳の内容の詳細は、国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp>）に掲載されていますので、ご覧ください。

詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせください。

また、会員団体におかれましては組合員の皆様への御周知も併せてお願いいたします。